

平成 29 年度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 議長の諮問に関する事項 | 1 |
| 1. その他 | 3 2 |
-

平成 29 年 4 月 6 日 (木曜日)

議会運営委員会会議録

平成29年4月6日 木曜日

午前10時00分開議

午後 0時03分閉議（実時間116分）

○本日の会議に付した案件

1. 議長の諮問に関する事項

(1) 議会改革について

1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長	野崎伸也君
副委員長	松永純一君
委員	亀田英雄君
委員	中山諭扶哉君
委員	成松由紀夫君
委員	古嶋津義君
委員	前垣信三君
委員	増田一喜君
委員	村上光則君
委員	村川清則君
委員	山本幸廣君
議長	鈴木田幸一君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局次長 嶋田和博君

○記録担当書記 嶋田和博君

増田智郁君

(午前10時00分 開会)

○委員長（野崎伸也君） 済みません、松永副委員長ですけれども、少しおくれますということで連絡がありましたので、それでは早速ですが、ただいまから議会運営委員会、開会いたします。

まず、お手元にですね、A3の資料をですね、お配りしております。これはですね、議会改革特別委員会が調査に当たり、類似団体に関連項目をですね、調査をかけたということでございまして、その際、本委員会の関連項目もあわせて調査をしていただきましたので、その結果表ということになっております。

今後というか、きょうもですね、活用できるかなというような項目もありますので、議論の参考にさせていただければというふうに思います。

◎議長の諮問に関する事項

○委員長（野崎伸也君） それでは、議題の1番目、議長の諮問に関する事項の（1）議会改革についてを議題といたします。

まず、①請願者、陳情者の意見陳述機会を設けることについてであります。2月27日の本委員会において、運用開始については6月定例会からとすることとし、申し合わせに関する運用事項に対して、各会派内での確認をお願いをしておりました。

そこで、まずはその協議結果について、御報告をいただきたいと思いますが、どなたからでも結構でございますけれども、ございますか。

○委員（亀田英雄君） 久しぶりの会議なもんやけん、話の内容がつかめませんので、もう1回よろしゅうございますか。

○委員長（野崎伸也君） 皆さん方にレジュメをお配りしております。1枚めくってください。

2枚目は申し合わせ事項ということで、これは御決定いただいたと、6月から運用していき

ますよということで確認をいただいております。

その次のページ、請願・陳情者の意見陳述についての申し合わせに関する運用事項（案）ということで記載があります。この件については、皆さん方、会派に持ち帰っていただいて、運用の関係ですので、主に議会事務局のほうで関連する項目が主になりますけれども、一応皆さん方で確認をしていただきたいということで御提案をさせていただいております。

何かありましたらということで、御報告をいただきたいということで、今申し上げたところです。

○委員（亀田英雄君） 特にございませんでした。

○委員（成松由紀夫君） うちの会派ではですね、やはりなかなかこの意見陳述の機会を、従来どおりがいいのではないかなということで、その部分もこの間盛り込まれているというのはあるんですが、要するに、委員会で諮って、そして必要とある場合はというような、従来のスタンスの部分も今回のことには盛り込んであるという説明はしてありますものの、毎回毎回、意見陳述をやるのか、やられないのかみたいなことをお尋ねしながらということになると、どうも参考人招致の弾力的活用とは、また少し、意味合いがもともと違うのかなというのがあって、今ちょっと設けている、設けていない、設けていないというのが大半の中で、設けているところは、聞く場合があるというのは、委員会の中でもんで、必要とあるときには設けるというぐらいの話なんですけれども。

早速これを、6月からもう運用開始を早くしたいというのが本意であるような気がしますので、もう一回ですね、ここの意見陳述をする場合に当たってのところを、この間の何かな、野村先生であったりとか、専門、有識者の方に少し、もう一回見解をお尋ねするところをしてい

ただけないのかなというのは思うんですが、いかがですかね。

○委員長（野崎伸也君） 私でよろしいですか。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（野崎伸也君） いや、特に見解を聞こうという思いは、私はございません、ないです。というのが、いろいろとこれまでの議論をしてこられた中で、議論にかなりの時間も割いて、ここで皆さんでいろいろもんでいただいて、この申し合わせ事項をつくっていただいたというような経緯がありますので、そこをまたさらにとということで、じゃあ、有識者にとというようなところではですね、もういろんなところでその見解というのは出てるかと思うんですよ。表を見ていただいたとおり、してるところ、してないところはあるんですが、してるところも、これは類似団体のところですね、とってきてありますので、ほかの自治体のところをですね、1700余りのところからすれば、もうほとんどのところがやりかけているという、やっているという状況がありますので、今さら、私の中では聞かなくてもいいかなと。ここの議論のですね、中でこれをつくっていったというのがありますので、八代市議会としてのところというのでありますので、そこはどうかというふうには思ってます。

で、成松委員も言われたように、最終的に、弾力的というようなところでおさめてますのは、基本的にこれまでどおりだというふうに思うんですよ。ただ、委員会にやっぱり諮る部分というのが、一番ここの申し合わせ事項の中で重要だったかなというふうには思うんですよ。そこで、やっぱ要らないよと、今回は言われたけど、委員会としてはそれは要らないんじゃないかというような皆さんの合意があればですね、これはもう、なしですから、今までどおりになりますんで、そこのところはですね、御理

解をいただければなというふうに。

言われたとおり、心配されているとおり、毎回毎回やるのかという話じゃないんですが、言われる、言われぬが余りですね、私、ないんじゃないかなと思うんですよ、自分はやりたいたんだというのがですね、というのがありますんで。あとは最終的に、さっき言いました委員会で皆さんの合意の中で、委員会の合意の中で、呼ぶ、呼ばないというのは決められますので、心配されてるところの、毎回毎回というのはですね、ちょっとないんじゃないかなというふうには思ってます。

○委員（成松由紀夫君） 今、委員長が言われる流れで行く部分であれば、私も心配はしないんですよ。ただ、話をちょっといろいろとした中で、どうしてもですね、ここの部分だけなんですよね。あとはもう、余りそこまで問題があるような感じはしないんですが、まあ、何点かありますけれども、一番のポイントは、意見陳述の機会を与える、与えない。で、大半の方は、今まで、従来どおりのスタンスなんじゃないのかなということは祈りますけれども、ただ、これをルールとして位置づけるわけじゃないですか。（委員長野崎伸也君「はい」と呼ぶ）

で、懸念するのはですね、やはり、むしろ毎回毎回、やっぱり市民の方々の請願、陳情というのは、やっぱり思いがあってされるわけですので、やられる方もある場合がある。出てくる場合がある。そのときにどう対応していかなくやいかぬかという流れの中で、どうしても声の大きい団体のほうが多数出てきてですね、声の小さい方々、例えば、賛成、反対の案件である場合、賛成派の方々でも、少数でも声の大きい特定団体があったりとか。むしろ賛成、反対のときにですね、今度是对立をあおるようなことも懸念するわけですね。そこの部分を、議会があおるようなことは決してないんですよ。中

立・公平の立場でそれぞれ議員が意見を申し述べて、採択、不採択をやっていくんですよというスタンスは絶対大事にしていかなといかんわけですので、どうしても、何というんですかね、赤と白があれば、赤、白、赤、白ということで少し混乱を招いたり、声の大きいほうが毎回意見陳述をして、なかなか声なき声の方々が、人数はおられても言えない機会が出てきたりですね、圧力的なことになったりというふうになるのだけをちょっと心配するものですか。（委員長野崎伸也君「わかりました」と呼ぶ）

やはり、権利というかチャンスちゅうんですかね、話す機会を設けるということについての取り扱いは、もう少し慎重にやってもらったほうがいいんじゃないかという声はどうしても大きかったんですよ。もし対立構図になったときに、議会があおてるように受け取られてもまずいんじゃないかなということ。

だから、さっき委員長が言われた流れの趣旨のところはですね、僕もしっかり理解してます。ただ、そこを聞く場合があるっていうことに、八代が、その部分が、一旦休憩して、陳述を希望する請願者などからの意見を聞く場合があるで、これは、審査途中、一旦休憩ちゅうのは、これは小会なんですかね。小会中の意見陳述で行くんですか。それとも、開会中にやっばやるというスタンスだったでしょう。

○委員長（野崎伸也君） 開会中です。

○委員（成松由紀夫君） ですよ。

○委員長（野崎伸也君） はい。

○委員（成松由紀夫君） だから、開会中で議事録を残していくということになっていくわけですから、そこをですね、委員長、もう次回は決定されてもいいと思いますけれども、もう一回ルールの少し精査をしてもらいたいと思うんですよ。そうしないと、——反対ではなく

て、そこは少し慎重にならないと、案件次第では非常に混乱を招く場合があるものですから、そこはちょっと要望としてですね、ひとつ入れといてほしいなと思うんですよね。

だから、何かいたずらにね、委員長、誤解してほしくないんだけど、時間を引っ張る気持ちもないし、もう一旦、少しそこを精査されて、次回出てくるときには、また、より詳細ちゅうか、こういう部分でこうですよみたいな、理論武装じゃないんだけど、そういった文言が出てくればなおいいし、そのときにはもう、採決ということはないんだろうけども、うちもその辺は帰ってもう一回説明ができるので、どうなのかなと思うんですけれどね。

○委員長（野崎伸也君） 今、御要望と御意見ありましたけれども、とりあえず6月からの運用ということで確認はさせていただいております。

今回、きょうはですね、3ページ目のところですね、新しく皆様方に、ここは持って帰ってくださいねという話でしたんで、特にここで議論するというようなことはないというようなことで前回お話ししておりましたんで。ただ、今、成松委員から1つ懸念される部分があると、そこがちょっとひっかかるというのがありましたけれども、皆さん方は、今の成松委員の御意見に対して何かございますか。

○委員（山本幸廣君） この委員会で、審査の、意見陳述というのを機会を与えるという、そういう中で、薩摩川内のところがですね、参考になると思うんですけれどもですね。要は今、成松委員が言われたように、請願、陳情が出てきた中で、それを全部ですね、重要な案件だと思うんですよね。八代市の市民の方々からの請願、陳情が強くて出てきて、委員会で、これはどうしても意見を聞いたほうがいいんじゃないかと。趣旨の中でですね、なかなか理解を得ないということで判断するか、それとも、請願、陳

情者の方々が意見を述べさせてほしいと、そういう2通りあると思うんですよね。それを委員会で整理をしていくという。そういう形の流れで持っていけばですね、対立、対立という話が出たんですけども、対立というのはですね、いろんな場面で出てくると思うんですけども、そういうときには、もう絶対に参考人を呼ばないというような状況にするとかですね、それはもう委員会で決めていくというのが一番妥当だと思います。それを委員会で決めていくわけですから。

県外からの請願、陳情、特に国へ出すときなんかも含めてあれですが、事務局サイドがほとんどそれについては、趣旨については弁明をしていくわけですね。

そういう状況の中で、市内で、もし市民の方々、陳情者の方々が、これだけはひとつ、この趣旨ではなかなか、理解を委員の方々ができないだろうと、その点については、やはり意見を述べさせてほしい。そして、委員会として、この件については、ひとつ参考人等々についてもお願いをしたいという、そう委員会で決まればですね、そういう中で議論をしていくという方法というのが、これからはやっぱり必要だし、今までの過去を見て、あんまりそうなかったんですけども、前回はそういう状況があったんですけども、成松委員あたりの発言が出るとるわけですけども。やっぱり市民をあおるような状況では絶対いけないわけですので、そこらあたりについては判断をきちっと、やっぱりですね。委員長あたりでそういう判断をしていくという、委員会ですね、そういうような方向で行けばいいんじゃないかと思えます。

もう既に決まっておりますから。今、成松委員の今の発言に対して私が、反論じゃないんですよ、そういう状況もいいんじゃないかなと私思っております。

○委員長（野崎伸也君） ほかにございません

か。

○委員（成松由紀夫君） 今、山本さんの意見も、そういう考え方は、根っこは一緒な部分なんです。

委員長に一つお尋ねしたいなと思うのが、請願と陳情、そもそもの違いのところでもありますよ、精査して案でつくっていく中では、当然考えて、御存じだろうからやってこられたと思うんですけども、うちの中ですね、一つ意見が出ておったのが、結局、この意見陳述をしたい方が請願をお願いして、議員さんたちに代弁をしてもらうというのが請願で、陳情の部分というのはむしろ、何というんですかね、議員さんたちの色がついてほしくないし、文面の中で読み取っていただいて判断してくださいというような理解の仕方が市民の皆様の中にある中で、これを入れていくとですね、——これは一つの意見としてあったんですよ。これをしてしまうと今度は、請願と陳情の格差ちゅうか、違いがぼやけてくるんじゃないかなというような意見もあったんですよ。そこら辺はどういうふうな、委員長としては考えかな。請願はこうですよ、陳情はこうですよ、そして意見陳述についてはこうなんですよというのがあると思うんですが、そこ辺どうですか。

○委員長（野崎伸也君） 請願については、議員が名前をですね、賛同されて書いてるというのがありますんで、賛同というところがですね、もう既に最初からはっきりされてる部分だというふうに思うんです。私はこれに対して、この案件に対して、こん議員は賛成ですからということで名前を書いているというようなことです。

○委員（成松由紀夫君） という意見ですよ。

○委員長（野崎伸也君） うん。陳情については、そういったものはまずない。みんな、皆さん、全議員がフラットな状態から入るとい

うなところだと思います。

で、言われたとおり、請願の方も陳情の方も、それぞれにですね、請願の場合は、議員が署名をして出すわけですから、説明もできるわけなんです、賛同しているというのが事前にありますから。そういった中なんですけれども、陳情者の方も請願者の方も、思いは一緒だと思うんですよ。やっぱり述べる機会があれば述べたいという思いでですね、出されてるんだと思うんですよ。

ただ、議会としては、発言ができるのは執行部と議員というのが決まっていますから、今までそれがですね、抑えられてきたもんですから。それをやっぱりなくして、皆さんの市民の意見をですね、広く聞けるような場にしていきたいですよということ、今回このようなことをですね、提案させていただいているというようなところなんです。

○委員（成松由紀夫君） まあ、言われていることはよくわかるんですけども。そうなんですよね、だから、開かれたというところの感覚ですよということなんでしょうが。本来、委員会室、議会というところはやっぱり、議員と執行部と事務方しか発言ができないという厳粛な場所ですよ。だから、これを開放したときに。まあ、やってみらんとわからんですけども。ただし、一旦それを確認しましたよね。混乱を招いて、いろいろなことがある場合はまた議運で修正できるということは間違いないんですかね。そこをちょっと。

○委員長（野崎伸也君） 間違いないです。

○委員（成松由紀夫君） 間違いないですね。

○委員長（野崎伸也君） はい。

○委員（成松由紀夫君） だから、そこも含めて、ちょっとしっかりですね、ちょっと用心していかんといかんのかなというのが、あおるようなことになってみかんし、混乱してみかんし。で、そのときはその都度、適宜また議運

でもんでいくというような姿勢であればと思いますが、一旦、もう一回ちょっと慎重に精査していただきたいなという要望はあります。

私からは以上です。

○委員（山本幸廣君） 委員長よろしいですか、関連で。

我々が考えないかんののは、審議未了にするのか、いろいろ継続するのか、いろいろあるじゃないですか。そういう中で、やっぱり請願なり陳情なりですね、中身のやっぱりしっかりした趣旨の中で、我々委員がどれだけ、はっきり言って理解するか、理解できないかという状況の中で、大変苦しむ面もいっぱいあるじゃないですか。それは、継続を3回も4回もして、あと審議未了と、こういう形もあるし、また、冒頭から審議未了という形もある。そこでは、何で審議未了なのかということなんですね。そういうときには、やはり私は請願、陳情であろうがですよ、請願者にすれば、もしも委員がおれば、その中にですよ、紹介者の中に、そこで即聞かれるわけですけども、陳情になった場合の、ほとんど、はっきり言って、関係の方々というのは来ておられん。陳情書を出されただけで。その判断はなかなか苦しい面があるもんですから、その中には、ひとつ意見を聞こうとか。そしてもう、やはり採択してもらおうという状況の中にはですね、やはり請願、陳情者の方々というのは、やっぱりみずからが意見を述べることもあるし、また、委員会から意見を陳述するという形になるかもしれません。そういうことで開かれたということで私は御理解しとっですけども。

○委員（村川清則君） 成松委員も山本委員も、先ほどからおっしゃられてるように、市民感情、感情というか意見を二分するような内容のときに、わんわんわんわん、どっちからも言って、何か議会が収拾できるのかなという心配もあります。

一つだけ、呼ぶ、呼ばないを、陳述させる、させないを委員会で決定しますよね。その決定の方法が、全会一致ということであれば、会派の議員さんにも説明しやすいかなと思うんですが、その辺はどうですか。

○委員長（野崎伸也君） 見解でよろしいですか。

○委員（村川清則君） はい。

○委員長（野崎伸也君） 全会一致ではないと思います。

○委員（村川清則君） ということであれば、説明は厳しいと思います。

○委員長（野崎伸也君） 済みません。もう少し議論をせんばんところがありますよねという話をしたんですけども、とりあえず、村川委員、きょうはですよ、3ページ目のことについて、皆さん議論いただきたいというふうにお話をさせていただいてるものですから。

成松委員も言われたように、何か運用をしてみてですね、都度また議運でやりましょうよという話はもう確認はしているところですので、見切り発車的なところも若干否めないんですけども、やっぱりやってみらんとですね、わからん部分もあるかなというふうに思います。

ただ、今言われたような懸念される部分についてはですね、やはり私たち、この議運で、ここで決めたというのがありますんで、皆さん方ですね、やっぱり頭に置いておいて、もし仮に、今度6月議会でですよ、運用するということに出た場合は、やっぱりしっかり注視しておかなきゃいけないかなというふうに思います。その中で、また皆さん方ですね、意見を聞きながら、こういうところが問題ちょっとあるねと、すぐそこは変えていこうやというようなところをですね、やっていくのがやっぱりこの議会というか、議論できる場の一番のですね、場じゃないかなというふうに思いますので。

○委員（成松由紀夫君） 今、村川委員が言わ

れたのが、まさにちよつとうちの会派での話の核心なんですよ。なので、やはりどちらかというところ、こういう意見陳述をするという部分については、原則全会一致というようなことも入れてもらえれば、なお説明がしやすいということの多分、村川委員の相談でもあるし。

で、委員長がこの案に示したのを可か否かをきょうは問う場面なんだと、決めてきたんだというふうに言われると、やっぱり議論は議論として、我々の意見なり要望なりというのはやっぱり多少はですね、吸い上げていただいて、そして、もう一回、見解なり何なりということ、原則全会一致はどうだろうかということも、やっぱり諮っていただかないと。いや、これを示して、これだけ時間をかけてきたらどうじゃなくて、やはりそれを持ち帰って、持ち帰ってということは、我々が持ち帰った中には、いろんな意見が出るんですよ。そういうところを今、村川委員も、原則全会一致ということであれば、なお説明がしやすいし、より納得が得られるというところですので、そこは正副委員長にもしっかり御理解いただきながら進めていただくと。

もう6月議会の運用ということについては、我々も話をしていますから、だから、それがずれ込むようなことでどうのこうのと言っているわけでもないのは理解できると思いますから。

(委員長野崎伸也君「大丈夫です」と呼ぶ)そこをですね、もうひとつ、ちよつと手を加えるというか、見解をもう一回示して、で、次はもう、その見解なり何なりとか、また細項目で、1つ細則で出てくるのかということがあれば、なおつけていただくとありがたいなというところの要望ですから、そこはひとつ考えていただければなど。そしたらもう、次に進みやすいと思うんですよ。

○委員長(野崎伸也君) わかりました。要望ということで承っておきますので、大丈夫で

す、はい。

○委員(増田一喜君) 6月からちゅうことは、それはもう多数決で決まったから、やぶさかじゃないんですけど、これからすると、意見陳述をするのは、請願も陳情も受け付けた時点で、しますか、しませんかという話なんですけども。私の理解では、請願ちゅうのは、ちゃんと紹介議員さんがおられる、先ほど委員長も言ったように、中身をちゃんとわかって賛同して、請願に署名されてるということですから、まずは請願については、署名された議員さんから説明があれば、わざわざ陳情人を呼ぶ必要もないのかなちゅう気はいたします。

そして、それでも、いや、説明してるけれども、議員さんが説明された、それでもなおかつ補足する部分があるんですよといった場合に、これを、意見を述べたいというふうに行くのか。

それと、陳情の人は紹介議員さんいませんから、やっぱり説明して、細かいところをわからなかったら説明したいと言ったんなら、それはわかりますよね。その差がつけれるのかなちゅうのが一つあるんですけどね。

それともう一つは、もしこうやって、賛成、反対とかそういうのって、結局、市民感情が二分するような状況が議会の中で起きたときには、それはどういうふうに対処されるのか。まして、前のおりで行けば、休憩中に陳述者の希望を聞いて、意見を聞く。その中で、委員会に諮ってどうしますかとなるけれども、本人さんが出てきて混乱してしまうと非常に厳しいのかなと思うけん、その場合には、また従前どおりのやり方に変えるちゅうことは考えておられるんですかね。一旦決めたルールは、なかなかそれを撤回するとか廃止するちゅうのはなかなか難しいところがあるかもしれんけれども、そういう状況が起きた場合には、もとに戻すという考えはあるのかなちゅうのを、ちよつとお聞

きしたいんですけどね。

○委員長（野崎伸也君） 私の意見でよろしいですか。

○委員（増田一喜君） ええ。

○委員長（野崎伸也君） これは申し合わせ事項ということですので、議員の皆さんでずっと話し合いをしていただいて決めたものというふうに、私は認識をしておりますので、先ほども言いましたけれども、何か問題がある場合はですよ、そこは私は変えていいというふうに思っていますので。そこはまたそこで議論するべきだというふうに思いますので。

○委員（増田一喜君） 皆さんで議論して決めたちゅうけれども、これは全会一致ではなかったからですね、多数決でしてるから、必ずしも皆さんで決めましたちゅう話でもないのかなちゅう、その心配があるもんだからですね。その場合には、多数決で、このやり方はちょっとまずいと、うまくいかないということで、多数決でまたそれをやめましょうという話になるのかなど。全会一致じゃなくですね、そういう方法をとられるのかちゅうことを、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○委員長（野崎伸也君） 私が答えたほうがよろしいですか、増田委員。

○委員（増田一喜君） うん、いや、そういうふうに採決されたからね。

○委員長（野崎伸也君） 私が委員長をしてる間は、多分そうだと思います。

○委員（成松由紀夫君） だから、要するにですね、これはほら、委員長案だから、出たときが。で、この間の先生の話もいろいろちょっと聞かせてもらったんですけども、通常、委員長案というようなものを提示しながらやるということとはほとんどないからですね。

で、まあ、この場合は、委員長がよっぽど議会運営に対する思いとかいろんなものがあつた部分で、スタートはこの委員長案というものが

提示された中で、みんな意見を言ってきたものを盛り込みましたよということであって、みんなで作ったというのとはちょっと我々は認識が違うもんだから、どうしても採決というような形に、流れになったというのがあるんですが、何とかまとまりつつあるところに、最後に要望を言ってるところを、少しまた委員長にのんでもらって、そして、6月の運用に間に合わせましょうよってという話のところまで我々も努力してる部分で、村川委員も言っているんですよ。

○委員長（野崎伸也君） 全然意味はわかっていますよ。先ほど言ったとおりなんですよ。

○委員（成松由紀夫君） だから、それで、どうですかね。それでやってもらったほうがいいのかなど。今、うちの会派から出とるような要望関係があるので、そこはまた、一旦ちょっと読んでもらって、で、もう次回はそれに盛り込まれるのか、盛り込まれないのかも含めて提示してもらおうと、そのほうが進みやすいちゅう話です。

○委員長（野崎伸也君） わかりました。私と松永副委員長の一存でですね、決めるような話ではないです。これは、ずっと皆さんの意見を聞いて取り入れてやってきたというのは、この中で決めてきたところがありますので。先ほど言われて、私が承りましたというふうに言いましたけれども、今、そう言われるのであれば、皆さん方から意見を聞きます。

○委員（村上光則君） この案件については、もう何回も私は聞いたような気がします。その中で、今話が出たのが、全会一致と、そういうふうに言われるわけですが（「原則」と呼ぶ者あり）そら、全会一致で決まるのが一番いいわけですが。しかし、決まらんでしょう。やっぱし最後は採決なんですよ。それが民主主義ですから。全会一致で決まりますか、決まらんでしょうが、対立しとっとだから。（「対立してるん

ですか」と呼ぶ者あり)しとっですよ、はっきり言って。だから、そら、全会一致で決まるんですか。もう一回(「決まるやつは決まるでしょうが」と呼ぶ者あり)うん。もう一回、そんな持ち帰って、また相談してきてもらってもよかけど、それが決まればよかですよ。恐らく、またいろんな問題が出て、最終的にはやっぱ採決をせないかんでしょう。

○委員(成松由紀夫君) いやいやいやいや、そういうことは言ってないんです。6月議会の――。

○委員(村上光則君) だから、この問題についてはですね、もう何回もしてきております。だからもう、6月からやろうということで。これはもう、これ以上ですね、延ばす必要はないですよ。(委員成松由紀夫君「いや、延ばすんじゃないって」と呼ぶ)私はそう思います。

○委員(前垣信三君) 済みません、確認です。

基本的に、請願者なり陳情者なりが文章で事が足りなかった、説明をしたいという場合、それと、委員会からすれば、請願、陳情文書表を見て、まだ理解ができない、呼んで聞いてみようかという、こういう形だと思っておりますね。

で、基本的には委員会で決めることですから、請願文書表あるいは陳情文書表で趣旨がわかれば、わざわざ出てきて意見を聞くこともないわけで、そのあたりが委員会の判断ですから、非常に混乱しとるみたいなんですけど、そんなに難しいことではないと思っておりますね。要は、委員会で判断をすればいいわけですから。いや、これはもうちょっと聞いてみようかという場合は、委員会が招集する。で、出す側からすると、ちょっと言い足りんけん説明をしたいということをどうするかということだと思っておりますね。だから、そんなに神経質になるほどでもないと思いますし、もし、ふぐあいがあれば、また皆さん方で話し合いをして、是正なりされ

ればいいんじゃないでしょうか。

○委員長(野崎伸也君) ほかにありますか。

○委員(亀田英雄君) だけん、皆さんの話はようわかつとですが、だけん、ここに何かうたい込めば、案ば出してもらえばよかと思うとよ。最終的に、委員長、副委員長に預けるといいう話ならどげんなるかわからんけん、ここに、こんな、あるいはどんなですかと言うとば、対案ば提出してもらえば、それはもう進んでいくとばってん。

○委員長(野崎伸也君) 申し合わせ事項については、何も触れることはない。

○委員(亀田英雄君) ないの。

○委員長(野崎伸也君) はい。

○委員(亀田英雄君) なら、もう、そんなのそやんした話だがな。

○委員長(野崎伸也君) 運用事項のところ盛り込む部分があるかもしれないですけど。

○委員(亀田英雄君) 今だって、もう前に行くしかなかつてしょう。

○委員長(野崎伸也君) はい。まあ、その中でやってみらんと、やってみたときに問題があれば、みんなでもた話し合いましょうというのは確認をします。

○委員(亀田英雄君) だけんたい、せんば話がおさまらんとだいけん。

○委員(成松由紀夫君) いや、亀田委員が言われているのは、まさに。

○委員長(野崎伸也君) 待ってください。亀田委員、よろしいですか、もう。

○委員(亀田英雄君) いやいや、よかです。だけん、その辺の確認だったつですたい、そんななつとか、ならんとなら、もう前に行くしかなかつてすけん。今、成松君が言いよつたのはそげん話だけんが、(委員成松由紀夫君「そうそう」と呼ぶ)その辺の整理ばつければ、この話は終わる話だという話ばしよつとです。

○委員長(野崎伸也君) わかりました。

○委員（成松由紀夫君） 今の補足で。亀田委員が言われてるとおりで、例えば今、対案という部分で言えば、さっき出た、原則ですね、原則全会一致とするというような、原則論ですよ。でもそれが、原則にしといて、どうしても進まなかったら、もう村上委員が言われるように、採決だということもあるんでしょけども、そういうのが盛り込めればなというのも、先ほど村川委員が言われた部分であって。

あと、見解を少し深めたいというのは、この請願、陳情の部分で少し見解を聞いてほしいなというところを調べた上で、こういう見解でこうでしたということが、何か盛り込めることが出てくれば盛り込めるし、いや、もうそれは盛り込めることはなかったという話があれば、もうそれでいいと。で、その2点がもし入れれば、全会一致でこれはすつと、さっき亀田委員も言われたように進むだけだなという話の要望なんですよ。そういうことです。

○委員（亀田英雄君） 私はわかつとよ。その辺の話だけだけんと思って、聞いて取りました。

○委員長（野崎伸也君） 中山委員、何かありますか。

○委員（中山諭扶哉君） ないです。（「大丈夫」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 大丈夫ですか。

○委員（増田一喜君） なら、先に言っとくか。

さっき、対案みたいなことを言ったけど、もうこれはこれで決まったちゅうことだと。お尋ねをさっきしたのは、請願したときには紹介議員さんがおられるから、その人に聞いて、これは運用を少しやわらかくするという形であれば、請願をされたときの署名議員さんに説明を受けて、それでも、なおかつわからなかったときに陳述をしていただくという、そういう対応は必要じゃないのかなちゅうことを意見として言っただけであって。対案をという、これが決

めてない対案ちゅうんだったら、それが対案だろうなと思うんですけど、そういう意味で、さっきはちょっとお尋ねしたんですけどね。

○委員長（野崎伸也君） 今までの請願のこの紹介議員の説明というのは何ら変わりはありませんから、それプラスという、言われたとおりです。

○委員（増田一喜君） それがですね、前にね、ちょっと、話では、紹介議員になられたけれども、委員会で、ちょっとこの中身を、ちょうど紹介議員さんがおられるから説明してもらえないですかという、委員会で話があったときに、紹介議員さんが中身をよく知らなくて説明ができなくて、結局、紹介議員をおりられたという、何か過去に経緯があるらしくて、そういう場合はやっぱり紹介議員になるべきじゃないのかなと、いや、なっちゃいけないんじゃないかなというところがあるものだから、やっぱり紹介議員になるちゅうことは、それだけ中身をよく御存じでなっただかないと、何か意味がないわけですよ。請願したというその重みちゅうのが。それがあつものだから、そこらあたりがやっぱり必要じゃないかなと、紹介議員として紹介する以上はね。

○委員長（野崎伸也君） ほかに、今の件について、何かございますか。

○委員（村上光則君） 請願者、陳情者はですよ、やっぱり説明をしたいということもあるだろうし、やっぱそれだけ丁寧に説明させてですよ。やっぱり、もうないときはなかつと思うですよ。でも、そういったときがあった場合にはですね、丁寧に説明させて、そして、あとはもう、我々が委員会で判断をすつとですから、それでよかつじゃなかですか。丁寧にさせるちゅうことで。請願したことの意味を酌んでやるということ。

○委員（山本幸廣君） 機会を設けますか、設けませんかという中で、今まで議論をしてきた

んですよね。で、そう議論をしてきた中で、委員長と副委員長、特に我々も一緒になって、今回についてはその方向性を見出そうということで、もう既に決まってるわけでありまして、申し合わせ事項の参考資料として、この資料を、わざわざ事務局なり委員長、副委員長がつくってきていただいた中でありますので、意見を聞く場合があるということですね、よく理解していただければと思うんですよ。意見を聞く場合があると。いつもかつも請願、陳情は意見を聞くということじゃないわけありますので、今、成松委員もずっと言っておられるようにですね。

そういう中で、過去を振り返れば、やっぱり現実思うところがあるわけですが、やっぱり過去を振り返って、そういう問題があったからですね、やっぱり慎重にこのような形をとろうやと、とったらどうですかということですから、意見を述べる場合があるで、意見を述べれば述べていいわけですから、拒否もしてよかし、何でもしていいわけですから、それについては、みんながやっぱり理解をしてやって。やっぱ請願、陳情を出す方がですね、出される提出者の方がやっぱし本当に、請願ならば自分たちの仲間の議員さんから、紹介議員となってからこれを通してくれんかいという、そういう人たちもおられるし、素直に、ただもう満場一致ですよ、全会一致で決められるような請願、陳情ならいいわけですが、なかなか微妙なところがあるというのが、この機会を与える場合というのは、そういうところで出てくると思うんですよ。そこらあたりについては、その都度その都度、やっぱし改訂版と言うといかんですけれども、改訂はしていいわけですから、そのときにもう、それがゆうとこの問題、がちゃがちゃして対立してしまったり、市民感情になってしまったり、成松委員が言われるように、なったときには、みんな

でまた改訂をするという、改訂版ですよ。それは私はぜひともやってほしいという。そこで、議会運営委員会ですね、再検討するというのは当たり前のことだと思いますよ。それはこの前、野村君が来たばってんが、野村のじいさんが来らしたばってんが、それは言うちゃならんばってんが、あの人は完璧に神様ならたい、私ども、それ聞かないかんと思うとるんですけれども。（「野村さんでしょう」と呼ぶ者あり）ああ、野村か。御無礼しました。印象なかった。まあ、そういうことと私は判断しましたので、理解をしていただきたいと思います。

○委員（中山諭扶哉君） 済みません、ちょっと会議の進め方として、恐らく前回、ここに書いてありますけど、決まった事項と、決定事項ということに対して、それに賛同できなかった人たちが結構いらっしゃったかもしれませんが、今までの会議の中では、それはもう決定事項として、委員会の決定事項としてそれをやって、あとはその附属としてですね、考えることがあるでしょうということですね、してきたはずだと思うとですよ。それでまた、決定事項をどうのこうのてしてしまうと、この委員会自体がすごく無駄な時間になってしまう。

だから、進め方としては、前に戻らない。委員会の基本的な決定はもうこれでしましたよということですから、私はもう、あとは要望をですね、その後また都度話すということですね、進んでいかないと、いつまでたっても同じ話の繰り返しになってしまうと思います。意見です。

○委員（成松由紀夫君） 委員長、ちょっとよろしいですか。

○委員長（野崎伸也君） ちょっと待ってください。

○委員（成松由紀夫君） いやいやいやいや、ちょっと、ちょっと。

○委員長（野崎伸也君） 今、中山委員のあれ

に対して、私がちょっと今言います。進め方ということで、私が今、委員長としてやっていますもんですから。

言われたことについては、中山委員が言われたのもですね、わかるんです。ただ、本来であればですね、要望とか、どういった部分でどこに入れてほしいというのは、これを、申し合わせを決める中でですね、本来は出してほしかった部分なんですけど、ただ、ずっと会派の中で話をされてこられて、今いろいろな意見が出てきたんだというようなところでつけ加えていただいたというふうに私は理解しましたもんですから、そこで要望として入れたいということでしたので今承っているというところですので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。よろしいですか、中山委員、済みません、先には進みますんで。

○委員（中山諭扶哉君） ここにですね、もう決定事項ということで、申し合わせ事項に関しては決定しましたよと。きょうもむことは、この3ページのこの内容なんですよということだったものですから、その確認をしたというだけです。

○委員長（野崎伸也君） そうです。もう決まったやつについては、もう案は取ってますので、そのことです、はい。

○委員（成松由紀夫君） だから、決定事項、決定事項という形で言われると、賛成してない部分もあった中で、それでも、まあ決定した。しかし、本来、議運ちゅうのは全会一致が原則ということで本来来てますからね。その中で、これが、一応採決をして決まったんで、決まってない部分での案のところはきょう提示されて、そして、そのときになかなか賛同できなかつたところの会派の意見の要望を少し吸い上げてもらって、そして6月運用という部分についてはもう、数で負けて決まったわけだから、それについてはですね、おくらせようとかってい

う気持ちも何もないわけですよ。

だから、そこのところを、我々の持ち帰ったのを言ってくださいというところだから、そこはこういうことが出たので、その辺を少し配慮してもらえないだろうかという要望をしてるだけだからですね。（委員長野崎伸也君「大丈夫ですよ」と呼ぶ）そこで話をしてもらわんと、決まったから決まったからとね、どうのこうのと言うと、またおかしな話になるから。我々もその辺は理解して話をしてるので、よろしくお願いいいたします。（「議事進行して」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） わかりました。

中山委員、何か。

○委員（中山諭扶哉君） 今言われた内容、このページに対して言われた部分があるのかなというふうに感じたもんですから、確認をしたという。（「後戻りはしない」「議事進行」と呼ぶ者あり）

○委員（村上光則君） 全会一致が基本というか（委員長野崎伸也君「原則ですね」と呼ぶ）原則ちゅうかですね。これまで私も当事者であった問題がありました、議場の席の問題とか、委員会の問題とか。ところが、その中で、私は原則として全会一致だったら決まらんはずですよ。私は議会運営委員会の中で決められたんですよ。（「議席の指定は議長ですよ」「議長です」と呼ぶ者あり）いや、議運で決められたからですね。（「違う違う、議長ですよ」「それは関係なかです」と呼ぶ者あり）いやいや（「議運で審議してから、あとは議長が判断しとった」「最終的に決まらんときは議長が決むたい」「議運の申し合わせ事項にあつとか、そい」「村上さんの——」と呼ぶ者あり）議会で議論したでしょう。（「したしたした」と呼ぶ者あり）そして、議長が決定したわけですから。（「議長の専権事項たい」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 原則はあくまで原則

であって。

○委員（村上光則君） そこが問題なんですね。あったわけですから。

○委員長（野崎伸也君） 言われたとおり、決まらん場合は多数決ってというのは間違いないことですね。

○委員（村上光則君） 必ずあるわけですよ。

○委員長（野崎伸也君） そこはもう、皆さん御理解をいただきたいと思います。

○委員（村上光則君） 民主主義だから、どこかで決めにやんとですから。だから私は何も言わなかったんです。

○委員長（野崎伸也君） それでは、かなりですね、この件については話もしていただきました。案についてですね、皆様方からほとんど、この案についてはどこのどこってところで、これは問題だというのはなかったように私は受け取りましたんで、あと、要望事項についてはですね、よければ、じゃあ、成松委員が言われたようなところ、増田委員が言われたようなところですね、については、じゃ、この案の中のどこら辺に入れられるかちゅうのがですね、ありますし、別でどっかに記載しとかなきゃいけないのかというのがありますけれども。

これを運用する前にですね、6月の定例会の前に、委員長さん方にちょっと集まってもらおうと思ってます。で、私と副委員長で、事務局も一緒に入ってもらいますけど、レクチャーをこの件についてはしたいと。それで運用を開始していこうというようなことがありますんで、その中で、原則、委員会の中では全会一致というようなところもちゃんとお伝えをさせていただこうというふうに思っていますので、よろしいですかね。

それでは、この運用事項の案についてはよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） じゃあ、次からはこ

の案を取らせていただきます。

それでは次に、議題として上げております③。

○委員（古嶋津義君） この3番のたい、身分証の持参、その身分証は何ば指すと。免許証とか保険証とかマイナンバーとか。

○委員長（野崎伸也君） 3の④、参考人招致の身分証の持参、ここは事務局、どういったあれなんですかね、身分証のやつは。（「手続上の」と呼ぶ者あり）手続上のやつか。

○議会事務局次長（嶋田和博君） 簡易的な本人確認ですので、公的な身分証明書であれば、保険証なり免許証なりで構わないと思います。

○委員長（野崎伸也君） 古嶋委員、よろしいですか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（野崎伸也君） それでは、次の議題に行きます。

それでは、レジュメに戻ります。

③会議費用弁償の見直しについて、このレジュメのですね、4ページ目ですかね、につけてございます、連合市民クラブから提出させていただいて、前回までには、もう既に提案の趣旨で皆さん方にはこれを会派に持ち帰って、御検討いただきたいと、2案提案させていただいておりますので、これについて、各会派での協議結果について御報告いただければというふうに思います。

きょう、A3でお配りした資料のほうもですね、この項目ありますので、参考にもしていただきながらというようなことでございますけれども。どなたからでも結構ですが。

まず、1案については、費用弁償の廃止を提案しているということ、2案については、実費支給ということで提案をしております。

○委員（山本幸廣君） 未来です。

うちは2番目ですね。（「実費支給」と呼ぶ者あり）別表の5条の関係、旅費額表に基づい

た中での実費の支給という形。廃止じゃなくしてですね。

○委員長（野崎伸也君） はい、実費支給ですね。

○委員（古嶋津義君） 今の山本委員の意見と一緒にだったですよ、うちも。絆会派です。（発言する者あり）

○委員（増田一喜君） これ、これのこと。（「1案と2案」と呼ぶ者あり）会派の連合市民クラブが出したやつ。

○委員長（野崎伸也君） 4ページ目のところですね。費用弁償の廃止について、レジユメの4ページ目にあります。

○委員（増田一喜君） どれに賛同するかという意味。

○委員長（野崎伸也君） いや、意見をどうぞということですよ。

○委員（増田一喜君） それは、支給は必要だろうと思います。廃止は少し厳しいのかなと思います。何でかというたら、ほかに会社勤めだ何だかんだというふうに、別に仕事があって、そこからの給料とかをもらえる人はいいですが、そうじゃない人は非常に厳しいですよ。だけん、言い方しちゃ悪いけれど、お金持ちが有利になって、そうじゃない人は不利になるような形じゃまずいのかなと。やっぱり、そこそこのものが支給されるということは、結局、廃止しない、費用弁償の支給案ですね、こっちのほうがいいのかなと。

○委員長（野崎伸也君） はい。実費支給ということでした。

○委員（成松由紀夫君） 同じです。

○委員（村上光則君） もう、これまでどおりでよかじやなかですか。

○委員長（野崎伸也君） これまでどおり。

○委員（村上光則君） はい。

○委員長（野崎伸也君） これまでどおりですね。

○委員（前垣信三君） うち、皆さんが決められたとおりで結構です。

○委員（亀田英雄君） 結論を得るまでに至ってらんですが、ちょっとこの提案の中身は、これは今までですか。連合市民クラブの案にちょっと質問なんです、この2の、一遍に廃止するのはいかなもんかちゅう意見だったんですよ。だけど、この案がちょっと今までと変わったっかなという話になったというふうに思っております。

○委員長（野崎伸也君） 今、皆さんのほうで、距離に応じて支給されているというのがありますね、3200円だったっけ、400円だったっけ。それから、区分がいろいろあるわけなんですけれども、それで、3300円から5500円までということと区分されてますけれども、これは前回の、前期の議会改革の中で、ここまで改革をしていただいたということですよ。

さらに踏み込んで、連合市民クラブということでは、費用弁償の廃止、これを全くなくしますよというような案、あるいは、皆さん方で議論いただいて、実費支給ですね、支給してほしいというようなところ、二つ、この案を提案しますので、どちらかということになります。

だけん、原案を廃止するのか、実費支給案で行くのかというところで議論してもらいたいですというような御提案をいたします。

○委員（亀田英雄君） 現行の案は、こん実費支給と。

○委員長（野崎伸也君） いや、違います。

○委員（亀田英雄君） 違うとですね。

○委員長（野崎伸也君） はい。距離に応じて、5キロ未満、10キロ未満、それから30キロ以上まであります。（「たしか1キロ当たり37円」と呼ぶ者あり）はい。

○委員（亀田英雄君） わかりました。

○委員（成松由紀夫君） 委員長、先によかで

すか、ちょっと1つ。

○委員長（野崎伸也君） ちょっと待ってくださいね。全部1回聞きますので。

○委員（成松由紀夫君） 訂正で。

これまでどおりで。実費支給がこれまでどおりと思ってたもんだけん、今、亀田さんが質問された部分で、意味が理解できたので。村上さんがこれまでどおりと言ったけん、あれと思いながら、今、亀田さんの説明で理解できたので。うちはちょっと訂正して、これまでどおりが実費支給と思ってたもんだけん。

○委員（増田一喜君） 和も一緒です。

○委員（成松由紀夫君） だけん、村上さんが正解です。俺は認識がちょっと、3人とも違うとって。

○委員（古嶋津義君） 従来は、10キロ未満が3300円、10キロから20キロが4100円、20キロから30キロが4800円、30キロ以上が5500円、これが、今回の費用弁償の実費支給案によりますと、1キロメートル37円ということになりますので、10キロじゃ370円か。（「そうです」と呼ぶ者あり）ということだろうと思いますが。それで従来どおりです。前の。（「違う違う、従来どおりじゃなかです」「いやいや、従来どおりに訂正すると」「だけん、従来どおりがいいですという」「今までどおりって、前回、議会改革で決めた流れの」「実費支給だけん、前回は今回も一緒かと思って」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 今、それぞれの会派のほうで御意見出していただきましたけれども、A3ほうをちょっと見てください。（「言っていない、まだ」と呼ぶ者あり）

○委員（亀田英雄君） 前回はですね、幅を持った経緯がありました。だけん、もう少し踏み込んだの提案ですけん、そちらのほうの提案を尊重したいと思います。Bです、2番目です。実費支給案です。

○委員長（野崎伸也君） 今、実費支給が2会派、これまでどおりが4会派というところだと思います。

皆さん、A3のほうを配っておりますので、こちらにちょっと目を通してください。

政務活動費のところですね、にあります実費支給だったりとか、自宅からの距離に応じて支給してるとかですね、市職員の旅費の規程に準じて支給しているというようなところがあるようです。あと、支給していないというようなところもございます。

いろいろとですね、議会改革、この提案のですね、費用弁償の趣旨、廃止についてというような提案の趣旨の中でも述べてますけれども、多くの自治体で、この資料にもありますとおり、何らかの改革がですね、されております。かなり厳しい改革をですね、進められてるといような状況がわかるかというふうに思います。

今、端的にですね、これまでどおり、これまでどおりというような結論だけちょっと聞かせていただきましたけれども、もしよければですね、その至った経緯、結論に至った経緯まで少しお話をいただければなというふうに思うんですけど。

○委員（成松由紀夫君） 今の意見で。

○委員長（野崎伸也君） はい。

○委員（成松由紀夫君） やっぱり自宅から、特に宮崎県境から八代海までというところで考えれば、やっぱり旧町村の方々とかですね、この町場における我々とは違うやろうなというところで、やっぱり行ったり来たりの部分が大変なときもあるだろうし、じゃあ、ちょっと天災やいろいろなことがあれば、もう、まちなかに泊まってですね、活動されてるような実態もあるような話も聞きますので、やっぱりそれは距離に応じて尊重していくべきじゃないかなというのと。

それとやっぱり、野村先生についてはいろいろ意見が出てますけども、第一人者の先生のこないだの話の中でも、0.4%でしたかね、そういう話もあって、やっぱりそれだけですね、仕事を皆さんやっていく中では、これは最低限のもんじゃないかなと。で、今の状況ちゅうのは、前回の議会改革、前のですね、村上さんが委員長の時も、いろいろとこれについても意見は出よったんですよ。で、その中で、ある程度1回やってるので、さっき亀田さんが言われたように、少し幅を持って、あんときも結論に至ったよねということではあるんですが、うちからすれば、あのとき、1回ある程度精査したような気がいたしますので、以上の点から、従来どおりで構わないのではないかなというふうに考えます。

○委員（亀田英雄君） 補足してよかですか。前回の話が、費用弁償の廃止までしたっだろうと思うとですよ。その中で、そげんこつしてどぎゃんするかという話の中で、距離に応じた話を含んだ中で今に落ちついたという嫌があります。

今回も、車賃がキロメートルに37円ということで、遠いところにも配慮してあるということですね、さらに進めていきたいなというふうに思っております。

この表を見ると、やっぱりいろいろあつとですたい。だけん、やっぱり自分たちで、自分たちのことは自分たちでしっかり決めていくという姿勢が。先生の話もいろいろあると。議会もいろいろあるということで、前回の経緯も含めて、今回はさらに進めるべきではないかというふうに考えます。

○委員長（野崎伸也君） ほかにはございませんか。

○委員（山本幸廣君） 連合市民クラブからですね、費用弁償の廃止についての考え方というのを記載をした中で、前回は廃止についても議

論いたしましたですね。その中で、参考となる資料でA3にわざわざ資料をつくっていただいたんです。

野村さんの話をずっと、ちょっとあんまりしたくないんですけど、どうしても議員定数からですね、それと財政等の問題等も出てきましたので、実費の支給についても、費用弁償の廃止とともに議論をしていただきたいというですね、連合市民クラブの考え方でありましたので、私たちももともとは、はっきり言って、八代は廃止したんだというですね、そういう考え方も、私も頭にちらついたことがありました。で、うちも議論をしたんですが、最終的には、はっきり言ってから、車賃のところが出てくるだけなんですね。車賃がですね。これについてはやっぱり今意見が出ておりますように、やっぱり実費の費用というのはつけるべきじゃなからうかなというようなところで、うちの会議は終わったんですが。

そういうことで、改めて今見てみますと、他市も含めてですけれども、改革というのをですね、進めないかんというのは私はもう理解できませんし、そういう中で車賃だけ改めて言いますけれども、そのような状況だったということがあります。

○委員（亀田英雄君） この内容を見てみると、日当はやっぱりあつとでしょう。前回の案をさらに詳細に詰めたちゅう話のように、こん提案は見つとですが。そげんしたんですもんね、前回。この内容ば、ちょっと、よう精査する、してしかるべきと思うばってんですね。

○委員長（野崎伸也君） ほかに何か御意見ございますか。御意見というか、今ほどに決するに至った経緯、会派内でいろんな話をされたと思うんですけども、そこら辺について、何かここで言うとかべきものがあれば、お聞きいたしますけれども。

○委員（前垣信三君） 確認です。改正案ちゅう

うのか、これは車賃が1キロメートル37円、今までは一定の範囲内で幾らと決めとったもんを、距離数に合わせて出しましょうちゅうだけですよね。あとは、日当につき、宿泊料、食卓料も今までどおりと思うのですよね、あとはそんな37円でいいかどうかの判断だと思う。例えば、10キロの人は370円、古嶋さんは37円かもしれん。

○委員（古嶋津義君）　うちは500メートルですけん、なかでしょう。

○委員（前垣信三君）　ああ、そうですか。そういう考え方でいいんですか。確認ですけど。

○委員長（野崎伸也君）　はい、そのとおりです。

○委員（古嶋津義君）　この37円の根拠ちゅうのは何か。

○委員長（野崎伸也君）　何でしょうね、あれですよ。職員のあれと一緒にすよね、これは。旅費規程ちゅうか、あれと。それも、議会の議員もそのような形のところで準じていくというのはどうかというような御提案なんです。

それはですね、古嶋委員、補足しますけど、こういった形でやっておられる議会というのがかなり多くなってきているんですよ。37円の根拠は、多分いろいろあつと思うんです。1リッター何ぼ走るとかというのものもあるし、あとは維持費だったりとか、年間の維持費ば割り込んでいって、保険料とかそやんとも割り込んでいったら、そのぐらいの数字になるんだなというようなところで多分、ほとんどどこでも自治体的には同じぐらいの数字が出ると思いますのでね。そういうようなことがあると思います。

何かございますか。

○委員（中山諭扶哉君）　一般の市民感情からいくと恐らく、3300円とかいうのは非常に高いように感じる場所があるかというふうに思います。かといって、37円がいいのかどうかという部分もあるんですよ。条例が変われ

ば全部、一般の職員の人たちのあれが変われば全部変わってしまう可能性もあるので、少し余裕を持ってもうちょっとできないのかなという気も個人的にはします。50円とか100円とかですね、そのくらいぐらいで持っていったほうがいいんじゃないかなと、そういうふうな意見でございます。

○委員長（野崎伸也君）　職員の、ここで条例は変える、変えなきゃいけないんですけれども、最終的には、これを成案とした場合はですね、変えなきゃならんとはすけれども、職員さん方は関係ございません。議員の報酬等に関する条例の第5条の3というところば変えるだけになりますので。

○委員（中山諭扶哉君）　まあ、そこから引っ張ってくるということであればですね、そういうのがついて回るような感じになるとまた、どうなのかなという意味でございます。

○委員長（野崎伸也君）　ほかに何かございませぬか。質問等でも結構でございますけれども。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君）　なければですね、今、各会派の結論的なところも申しいただきましたし、あと、至った経緯等もですね、ちょっとお聞きいたしました。これを踏まえまして、もう一度ですね、皆さん方、各会派に帰られて話をしていただきたいというのがありません。

それと、さっきの話の中にも少し出たかもしれませんが、今、2案しかございません。ただ、前期の議会改革特別委員会で改革をしていただいた距離に応じた支給の金額というのがありますけれども、そこについて、それを別にして、こういった案ではどうかというものですね、私は結構かと思うんですよ。

ただ、現行でそのまま行くというのはやはりいかがなものかということで御提案をさせていただいている立場ですので、今、現行の支給の

金額がありますけれども、それをこういうぐあいにしたらどうかとか、あるいは、ふえるかもしれません、そういった議論もあるかもしれませんし、減る議論もあるかもしれません。今、現行のやつも視野に入れてですね、第3案みたいなところでですね、考えていただいて、会派に持ち帰っていただいて、もう1回御検討いただければというふうに思います。

今、なかなかきょうは、ちょっと成案を得ないような話でしたので。

○委員（成松由紀夫君） 確認ですけど、4案でしょう。

○委員長（野崎伸也君） 3案じゃないですか。

○委員（成松由紀夫君） だから、現状維持が入ると。

○委員長（野崎伸也君） ああ、現状維持、そうですね、4案ですね、済みません、4案です。

○委員（成松由紀夫君） その4案目で何かあれば出してくれと。今、3案、廃止、実費支給、現状維持という3案があつてっていう理解でいいんですか。

○委員長（野崎伸也君） はい、そのとおりです。

○委員（成松由紀夫君） わかりました。

○委員長（野崎伸也君） よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（増田一喜君） この別表のところですけど、これは37円という数字でずっと行くんですか。さっき中山委員が言ったように……。

○委員長（野崎伸也君） いいですよ、そこも。

○委員（増田一喜君） 職員と同じ額をここにはちょっと持ってきたと、利用したということであれば、このところは、文言としては、職員と同額ちゅうか、そういう文言のほうがいい、数字じゃなくって。

○委員長（野崎伸也君） そこも出していただいて結構です。案としてあれば、出していただいて結構です。

○委員（増田一喜君） 基本としては、この37の数字を出したけれど、次は、そういう文言、文字であらわしてもいいと。

○委員長（野崎伸也君） いいですよ。出していただければ。（「案があれば」と呼ぶ者あり）案があれば出してください。これはこういうふうに変えたほうがいいんじゃないかというのがあれば。

○委員（古嶋津義君） 確認ですが、なら4案ということですね。1案は費用弁償の廃止案、2案が費用弁償の実費支給案、37円のところ。ずっと、三つ目が、例えばここに現行の費用弁償がありますが、10キロ未満が3300円、それを3案としてはその半額ぐらいとか、そういうのが3案ということですか。

○委員長（野崎伸也君） そういう意味です。

○委員（古嶋津義君） 4案が現行の費用弁償ということですね。

○委員長（野崎伸也君） 現行どおり、はい。
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） じゃあ、次の会議では、また議論していきたいと思いますので、しっかりと会派で確認を、議論のほうをですね、よろしく願いいたします。

それでは、レジュメ1ページ目に戻ります。

④管外行政視察の見直し、視察成果の反映についてということで、こちらについても各会派で御検討いただいていたものというふうに思いますので、各会派のほうから御意見を伺いたいというふうに思います。（「これの説明資料しとかんと」と呼ぶ者あり）いえいえ。以前、もう既にこれは資料として配ってありますもんですから、ここにはつけてないというふうに思いますけど。（「これ、もう1回もらわれんとか

い」と呼ぶ者あり)

ちょっと小会します。

(午前11時08分 小会)

(午前11時12分 本会)

○委員長(野崎伸也君) 本会に戻します。

④の管外行政視察の見直し、視察成果の反映について、提案者の会派代表、亀田委員から少し趣旨のほうをお願いします。

○委員(亀田英雄君) 管外行政視察の見直しと視察成果の反映ということで提案をさせていただきます。

見直しということについてはですね、事前に視察の目的を皆さんで共有するとが薄いんじゃないかと。どうしても行かんばならぬというところから入るとるもんですけん、何もなときは中止することも考えてよかつじゃなかつですかという提案です。それはだけん、委員の目的意識を共有することが大事だというような話ですけん。中止せろという話ではございません。

視察成果の反映ということにつきましては、八代市の行政に反映させたいという目的なんですから、しっかり最後までそこをフォローせんと視察に行った意味がないと。だけん、よかつた事例についてはですよ、執行部と意見交換をするなり何なり、そこまですることが必要じゃないですかと。今は復命書を書いて、それで終わりだと。もう一步進んで執行部に、これはよかつたと思うことは執行部と意見交換会までしたがいいんじゃないですかという提案でございます。

(「それは委員会ばっかいか、常任委員会だけ」と呼ぶ者あり) これは、だけん、管外行政視察の見直しちゅうことで提案しておりますが、そこを皆さんで共有できれば。そこは会派で取り組んでおります。何回かした覚えがあります。この話はよかつたけん、執行部と意見交換会をした記憶がございます。(発言する者あ

り) よかつですか、私が不規則発言ばしよつとですが。

○委員長(野崎伸也君) 亀田委員、まだどうぞ。

○委員(亀田英雄君) 委員会もですたい、それはもう、あとは委員長の判断によるところが大きいかもしれんとですが、そこまでせんば、やっぱり市民感情からは「何、あたどま、旅行に行く」という話じゃなくてですたい。きちんとそこまでしたほうがいいんじゃないかなと。するべきだというようなことでの提案ですけどんが、よろしくお取り計らいをいただきますようお願いいたします。

○委員長(野崎伸也君) 今、説明いただきましたけれども、大きく2つあったかなというふうに思います。行くのが目的になっていると。だけん、今回は行かなくてもいいとか、そういった共有できる部分があれば、別に中止をしてもいいんじゃないかというようなところも考えてくださいよというような御提案と、行ってからの視察の執行部との意見交換とかフォロー、視察後のフォローですよ、というところをもう少し具体的にできないかというような御提案なのかなというふうに承りました。

これはもう事前に皆さん方も会派のほうでお話はされているかなというふうに思いますので、御意見あれば。各会派というふうには聞きません、それぞれには。御意見があればお伺いします。

○委員(成松由紀夫君) 今、亀田さんが言われたところはまさにそうなのかなと思います。自民党会派ではもう以前からそういう視察後の意見交換というのは常にやっておる状況でありますので。特段、その後の反映という点については、各議員、一般質問の中でも先進地事例、視察先の事例を取り上げて質問もみんなしてますし、そこら辺については余り問題ないのかなとは思いますが。

目的が持てないときに中止するというのは、それはもう各正副委員長の判断でいいかと思えます。

むしろですね、以前から思っていたことと話が出よった部分で、執行部の随行がありますよね。あの随行の部分でですね、むしろ項目で、例えば重要課題を正副委員長が委員さん方の意見を吸い上げて、まず視察項目、そして視察先というのを決めて視察に行きますよね。そのときに大体部長さん方が同行されるんですけども、もうちょっとこう、何と言うんですかね、その担当課の課長さんとか専門の、もっと言えばですね、係長さんでもいいと思うんですけども、小さい部分に入っていた場合は。やっぱりそういうところをむしろ執行部のほうが臨機応変に。

部長さんも来られていいんだけど、部長さん、課長さん、担当とかというような方々が一緒に行かれたらありがたいなというのがあって。結局、部長さんが行かれて、意見交換をする中のときとか、視察先で意見交換するときとかでも、案外やっぱり部長さんもいっぱい抱えておられますから、少し専門的な話になってきたときに、やっぱりこれは担当課が見とくべきよねというのが。要は議員さん方との、議員さん同士の意見交換にしる、執行部との意見交換の中で、これは担当課に見とってほしかったよねとか。その部長さんからも出よったんですよ。これは担当課に見すんなら大概勉強になったんですけどねとか。やっぱりそこは百聞は一見にしかずで、我々は予算をかけて行きよるわけなものですから、そこをむしろ執行部のほうがですね、担当課がついていけるような方向というか、方法はないのかなというのを以前からですね。これは本当に大分前から意見が出よった部分でしたので、そちらのほうはどうかというふうに、うちの中から意見は多数出ておりました。

○委員（山本幸廣君） 今、成松委員が言われたように、旧市の場合ですね、部長が行かれんときは次長、行かれんときには課長という中で、専門的な分野で、旧市はですね、前はですね、課長と部長2人連れていった経緯があるんですよ。その後はやっぱり財政的な問題ばかりを執行部が言うもんですから、とうとう今のような、現実のような状況になってきたと。

議会としては、今、改革が提案しておられるようなその趣旨というのはやっぱりどの部分を重視していくのかとなればですね、私はやっぱり今の執行部が、添乗じゃありませんけれども、専門家、係長なり課長なり、それはもう執行部としてですね、ぜひとも私は同席はさせてほしいという。これはですね、随行はやっぱりもう大事なんですよ。これはもう早く実現せんいかぬだった。ちょうど改革から出ましたので、その面と、今言われたような、それをまとめてきてから執行部に、こういう議会としてですね、委員会としてまとめて提案するというのも、これは大事じゃなからうかと思えます。

我々が自民党のときには、今、成松委員が言われたように、執行部ばすぐ呼んで、それで勉強会、反省会をしておるといのは、これは今でもやっぱり自民党はしておられるとは思んですけども、それは私はどんどんどんやっしてほしいと思います。与野党問わずですね、執行部としては公平・中立な立場ですから。なので、改革が言われたは、私はこれはもう賛成です。

○委員（増田一喜君） 私も前から思いよったんですけどね、やっぱり視察に行くときにですね、前に職員さんに言ったことがあるんですけど。あんたたちが一緒に来たらいいのにと、すると、いや、予算がないんですよと。だから年間に何か1人ぐらいしか行けない。要するに1回分の予算しかない。なら、どこが行くかと言ったら部長あたりが行くとか、上から順次来

るような、そういう何か暗黙のルールちゅうのが、そういうのがあるみたいで。結局、担当課が行きたくても、もう予算がないちゅうことだったから何とかできないのかなちゅう思いはあったんでしょね。それを議会から1人分を、もちろん委員会ですけどね、委員会のほうで連れていくとなったとき、議会がその分捻出できないのかなというの以前から思っちゃあったんですけど。それが気になるんですけど、これを機会にして、それができるのであればそういう方法を考えていけば。

やっぱり担当課が行ったほうが一番よくわかると思うんですよ。内容も知っているだろうし、うちの行政の中での内容も知っているから。それが一番いいのかなという気はするんです。だから、何か考えられないのかなちゅうのを――。

○委員（山本幸廣君） だから、どうしてもですね、野村氏が来てから講演した中で、0.4%でしょう、財政の議会費というのは。だから、どうしても議会費を執行部に要求すればいいわけですから。それについては議運で申し合わせをするという方向で進めていただければと。私はもうぜひともそれはお願いしたいと思います。（「それはありますね」と呼ぶ者あり）

○委員（亀田英雄君） 言いたいのは、議員が視察先に行って勉強してきましょうという話です。執行部を連れていきたいという話じゃございませんので、その辺をちょっと。それから、さっきの話はそれでよかですばってん、行って、寝とる議員もおっじゃなかですか。それはなしにしようという話ですたい、極端な話は。向こうに失礼な話もありますし。だけん、委員会としての、まあ会派の視察もですが、まっつとしっかりやりましょうという趣旨が目的です、私のこん提案の目的はですね。

○委員長（野崎伸也君） はい、わかりまし

た。成松委員から要望的などころです、ちょっと今、執行部の話になったですけれども、これは山本委員が言われたように、皆さんと共有できるものがあれば。私もこの提案を議運として議長のほうにも上げて、議長からも言っていただくと。そういったことをやればというふうに思いますので、そこはそれでお含みおきいただきたいというふうに思います。そういうふうに進めていきましょう。

提案されてますとおり、今、亀田委員から言われたとおり、このですね、視察後どうするんだと。ちゃんとお金を使って視察に行っている。会派のやつは会派のやつでそういうふうに行われているというのはもちろん理解します。ただ、今回の提案というのは、委員会として、議会としてですね、委員会で行った分については、やはり何らかの成果を出さんといかぬだろうと、市民に対してもということで提案だろうというふうに思います。会派ではやられているのはわかります。それはそれで結構かというふうに思います。今回の御提案は委員会でも行った後は、そういったことを執行部とやってもらいたいと。何らかの形を見つけていきたいというような御提案だというふうに思いますので。

○委員（山本幸廣君） もうそういう考えで私は理解したんですが、それは各常任委員会で、視察後の常任委員会でそれを報告するという形をですね、ここで決めればいいんじゃないですか。

○委員長（野崎伸也君） 1つ御提案なんですけど――。（「何かあると思いますけどね」と呼ぶ者あり）ただ、今回、趣旨は理解するものなんですけれども、もし皆さん方がそれをやるべきだよねと。じゃあ、やろうやという話になると、何らかの形をつくらんといかぬというふうに思うんですよ、やっぱり。（「そうそう。委員長、お願いします」と呼ぶ者あり）そこに

ついて、申し合わせ事項じゃないんですけども、委員会としてこういうことを視察後はやってくださいねというのは。余り難しく考えんでよかつと思うとですよ。（「です、です」と呼ぶ者あり）だけん、そういったところば、ちょっと作成ばしていかなと。もうただ漫然と議論するだけではどうにもなりませんので。（委員中山諭扶哉「お願いします」と呼ぶ）

○委員（古嶋津義君） 常任委員会の委員長さんをお願いをして、視察後ですよ、ちゃんと執行部とこういうことがあったからちゅうことで、成果報告ですか、議論する場を設けたらよかつじゃなかつですか。

それから、事前勉強ですが、私も常任委員長じゃありませんが、会派の代表で、会派の場合はですね、資料を早目にお渡しして、勉強をしないとてくださいと。事前に十分にそれは申し上げております。

ついでに言いますと、5月16、17は大体生活環境の研修を入れておりましたばってん、何か会派もあつというこつだいけん、ちょっと伸ばしましたですが。（「伸ばしたんですか」と呼ぶ者あり）うん。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）だいけん、その辺のところはもう既に資料は送つとですよ、うちは。

（「失礼しました。知らなかったもんで」と呼ぶ者あり）そういうふうにしてちゃんとやっておりますので、はい。

常任委員会については先ほど述べましたように、委員長さんをお願いをして、関連の部署を呼んでから、こういうことがあつたよとよいうことで話してから、改善すべきところは本市としても改善すべきじゃなかるうかと、そういうことをやつたらいいと思います。

○委員（成松由紀夫君） だけん、要するにこれは改革クラブの提案の趣旨は、賛同はするんですよ。一生懸命勉強しようぜというのは、もうそれは当然せなんし。そうすると、帰ってき

てからどうするのということなんで、その帰ってきからどうするのという部分ですよ、担当課のより詳しい方と話をするとき、結局はやっぱり机上でとか、調べとつて言わすことと、行って聞いてきたことの会議して、そしてまた部長さんと呼んでというのが、うちの勉強会というか、するときにはですね、煩雑になつてですよ。だから随行の話というのは、今度はうちからの要望として上げた部分で、今3つあるのかなと思うんですけども。その部分で少し山本先生からも賛同を得たような流れにはなっておりますが。

要は、改革さんが言われる、帰ってきからの何らかの協議の場なのか、それとも復命書の公表なのかということなんですよ、具体的に何をやるかということになると。だから復命書の、会派のは今出されているというような形で公表していくのかということ、委員会として協議の場を設けるのかというのは、それはまた各正副委員長さんに諮らんと。やっぱ案件次第ではその必要がない場合もあるだろうし。またそれぞれ正副委員長さんも思い入れがあつたり、各委員が調査目的を委員長さん方に聴取されますよね、調査項目は何がいいですかと。それぞれで違う部分があるけん、なかなか委員会全体で協議の場という、温度差があつたりいろいろするけん、そこところは各会派で従来やつてるようなスタンスをやつていくような形が一番柔軟なんですけど。例えば協議の場を、あえて委員会招集して、そしてこの間の視察についてどうだこうだということまでやるのは、なかなか、そこはどうなんですかねというところがあるので。そこはまた各正副委員長さんにも投げかけて。

例えば具体的にどういうことというのが改革さんであれば、こういうことがしたいんだよということがあれば、また今聞いてもいいのかなとは思ふし。そこはどうなんですかね。こうい

うことがしたい、帰ってきて。具体的な方法は何か考えておられますか、案は。

○委員長（野崎伸也君） 多分、今、言われたとおりだと思うんですよ。帰ってきてから執行部との何か意見交換ばやりたいというところだろうと思いますし。あと、委員会のインターネットでの公表はされていない、どこも見れるところがないんですかね、あれは、今。（「閲覧はできます」と呼ぶ者あり）閲覧はできます、来たらお願いしますと。そういったところだと思いますんで、個人の視察の報告は、今、出されているということですので、委員会の中でもそういった公表をしていくというようなことの御提案だろうというふうに思いますので。具体的には帰ってきてから委員会としてというのは一番大事なところだと思います。そこが一番の大事なところだと思います。

○委員（成松由紀夫君） そこは各正副委員長さんの反応はどうなんですか。まだそこまでは行っていないでしょう。

○委員長（野崎伸也君） いいえ。正副委員長さんもですね、議会の中の各委員会の委員長さんですから。議運で今これを話し合っているんです、こうでこういうふうに、——会派に帰れば委員長さんも多分おらすでしょうし、そぎゃん話ば今やっているんですという中で、そこで意見ば上げてもらえば。一委員長さんも全体の議会の中の一人ですから。ここで、議運で話し合っただけということであれば、委員長さん方はそれを守っていただくというような話になります。そのための議運ですから、ここは。

○委員（成松由紀夫君） いや、流れ的にはわかるんですけども、議運でそぎゃん決まったけん、こうせいじゃなくて。

○委員長（野崎伸也君） それはないですよ。ただ、各会派にも委員長さんがおらすもんですから、ここで話し合っただけ帰ってきてくださいねって議論はそこでされているはずですか

ら、もちろん。そこで何かあればまず、まだ決まらんうちに出してくださいねというのが措置ですから。

○委員（成松由紀夫君） うちは、福島委員長が1人いらっしゃるんですが、ちょっとそこまでの協議がまだできていないので、各委員会の委員長さんの意見もちょっと一旦聞きたいなどは思うんですけどね。

○委員長（野崎伸也君） 成松委員、委員長さんというふうに思わんでよかつと思います。（「議員たい」と呼ぶ者あり）

○委員（成松由紀夫君） 正副委員長ですよ。

○委員長（野崎伸也君） 正副委員長さんも議会の一員の一議員ですから。それを委員長さんに聞かぬばんというとはないと思います。

○委員（成松由紀夫君） やっぱり何だかんだ言って、各委員会の正副委員長さんというのは、取りまとめから何から、議運もそうですけれど、やはりそのマネジメントしていく、やっぱり調整していく部分では、やっぱ大変な部分もあるけんですね。だから、さっきの話にしても何にしても、正副委員長さんが最終的にどう諮っていかれるかということにもなるので、そこは少し確認はうちはしておきたいなことなんですよ。

○委員長（野崎伸也君） それは全然してください。それはしてください。

○委員（成松由紀夫君） そういうことなんで、正副委員長さんにこだわっているわけじゃなくて、正副委員長さんの立場はおもんばかりながら、ちょっと確認もしておきたいなと思いますし。だからと言って、別に何ら反対しよるわけじゃなかですけんが。そういうことでよければ、もう一回ちょっとそこは確認しとかんと。具体的に何ばして進めるかちゅう話ですたい。

○委員長（野崎伸也君） 具体的にこういうふうにやりたいんですってということであれば、も

う少しですね、やっぱ、結局これをするということになると、申し合わせ事項とか何かがやっぱり結局は要るわけなんですよ、何かするとなったら。口約束だけじゃやっぱりいかぬものですから。そういった意味合いも含めて、改革クラブとちょっと私も協議したいと思いますけれども。そういった書面ちゅうか、書式的なものがないとですね、なかなか議論しにくいんですよ、何でもと思って私はいつも案を出させていただいているんですけども。

○委員（村川清則君） 委員会視察をより市政に反映させるというあれは十分わかってですよ。例えば2泊3日だったら3カ所行くじゃないですか。その3カ所とも執行部と議論する、あれをやられるようなあれなのか、その辺もちょっと。あるいは一、二カ所——。（「絞るのかですね」と呼ぶ者あり）うん、絞るのか、その辺も含めて。

○委員（亀田英雄君） 行ったところが3カ所ともよければですたい、八代市にどうしても反映させたいという事項が3つあれば、それはもう3つしてもやぶさかではないし、3つのうち、今回はこの1カ所はどうしてもしたいって、それは委員会で統一のであれば、そんやり方でよかと思うとですよ。どうしてもそれに縛るというやり方じゃなくて、あとは委員会の判断と委員長、副委員長の判断でよかつじやなかろうかなというふうに私は考えます、提案者としてですね。いいものを、視察の成果を反映させましょうという話ですけどんが。行った先の、話し合わんばんという縛りはかけたくはないというふうに。

○委員（村川清則君） やっとは、帰ってきてからはやっぱり時間ば置かずに。（委員亀田英雄君「そぎゃんですよ」と呼ぶ）

○委員長（野崎伸也君） 熱かうちにですね。

○委員（増田一喜君） 今、ここで言ってるけどですね、これはもう4常任委員会ですね、4

常任委員会で決めることで、今、これは議運ですることでしょう。もうほかの正副委員長さんたちは、議運で決まったら私たちも従いますちゅう話になっとつとですか。

○委員長（野崎伸也君） 先ほど言いましたけど……。

○委員（増田一喜君） これは議運だけで。

○委員長（野崎伸也君） 議会運営委員会なんですよ、ここは。

○委員（増田一喜君） いや、組織的にですね、ほかの4常任委員会の上にあって、決まったけん、これ、せろって話じゃないわけ。

○委員長（野崎伸也君） 違います。

○委員（増田一喜君） これは議会運営委員会で、議会常任運営委員会とか、常任がつかないわけでしょう。それは何かつかなくてしよるけども、それは各所管によってやるだけであって。だから、この件については議運で決まったら、ほかの4常任委員会もそれに従えちゅう話になるわけでしょう。

○委員長（野崎伸也君） 従えじゃないんですよ。

○委員（増田一喜君） 実際にはそこで議論してもらえばいいわけでしょう。これはここだけの話——。

○委員長（野崎伸也君） 増田委員、従えじゃないんですよ。これは議会改革の話ば、議会全体の話ば、ここですよとですよ。だけん、各常任委員会が何とかかんとか従えとかって話じゃないです。

○委員（増田一喜君） だけども、ここで決まったらしましよねって話じゃないの。

○委員長（野崎伸也君） 議会で、ここで統一した共有するものを決めましようねと今やっているものですから。そういう従えとかっていうのじゃないんです。だけん、先ほども成松委員が言われたときに言いましたけど、委員長さんも各会派に入っておられますから、一議員で。

だけん、ここで今こういう議論ばしとるよって、持ち帰ってくださいねきょう言えば、そこでいろんな意見ば委員長さんも出していただき、そこで成案ば決めましょうよって話です。

○委員（増田一喜君） わかるけれども、何か流れとしては、ここで決まったら、ほかの、そこに右へ倣えしていただきような雰囲気に関心するからね。

○委員長（野崎伸也君） それはそぎゃんですよ。だって議会全体のことば、ここで決めるわけですからね、いろんなことば、議運だから。

（発言する者あり）

○委員（成松由紀夫君） 要するに、議会改革については議会改革特別委員会で、議運は議会運営上の話で今されとる部分じゃないですか。うちのところ話ですれば、やっぱり言葉のニュアンスでちょっととり方がいろいろ出てくるけれども、要するに議会運営上の話の中で視察の成果の反映というの、個人的に言わせてもらおうと、視察の成果は反映されとると私は思とるんですよ。

というのは、各議員さんがそれぞれ視察先の先進地事例でよかったなと思うことは、皆さん一般質問で言われていますよね。どこどこ、何日からどこどこ何々市、会派視察に行きましたとか、常任委員会で行きました、これはこうこうでよかった、これを執行部としてはどうなんだというのはやられているので、全く、今、成果の反映がされてないということではないと思うんですよ。ただ、改革さんが言われるのは、より踏み込んで、共有しながら委員全員でこうだった、ああだったという話を執行部としたいんだろうなというようなニュアンスでちょっと受けとめとってですけど。ただ、それをやるとなると、また細々ルールをつくらないかぬけんということがある。

○委員長（野崎伸也君） 細々は要らんと思うけど。

○委員（成松由紀夫君） うん、だからルールばつくらなんでしょう。

○委員長（野崎伸也君） せんばんと思うとですよ。

○委員（成松由紀夫君） だから、私はですね、帰ってきて意見交換とか、そこもそうなるかどうかかなというとも、一つは心配、心配ちゅうかですね、やっぱりそれぞれ議員さんたちがその視察先に行つて感ずるもの、共感するものというものがあったら、それはみんな質問でやるべき話なのかなというのものもあるからですね。だから、二重に一般質問でまたさらに深めるものは深めていい。ただ、行った議員は議員で共有する協議の場がほしいんだよねという話であれば、それはそれでいいのかなというものはあるんですけども、やっぱりなかなかこれから。

これは任期までの議運でしょうが、で、ここで仮に決めても、もうそれこそ選挙戦に入つたら、なかなか協議の場が、どうだこうだという話は。今度は引き継いで、これは今、決めていけるものなんですかね。

○委員長（野崎伸也君） どうでしょうね。そこは皆さんの議論の進め方次第だと思います。

○委員（成松由紀夫君） じゃあ、それはもう改選後にまたいろいろな話も出てこようけん。とりあえず、すぐ反映させる協議の場をととか、具体的な話をとということであれば、それもちょっと一旦持ち帰つて。どうですか、きょう話、結論出ますか。何ばするかんばするって。

○委員長（野崎伸也君） きょうはできないというふうに思うんですよ。またいろいろな議論があつて、まだ途中段階かなというふうに思います。

○委員（山本幸廣君） まさにタイトルが見直しとその反映という、この文字が一番この内容についてもわかるわけですよ。いろんな委員の方々が発言なされとるわけですけども。要

は、各常任委員会での委員長、副委員長、委員の方々というのは、今、成松委員が言われたように、復命書じゃありませんけども、やっぱり報告書を提出をしてるという状況であります。その中でやはり、先ほど来、古嶋委員が言われたように、事前の勉強会、事前調査等々も含めてですね、やっている中で、どうしても時間がなかったということで、事務局サイドで調査項目を、そしてまた調査する先についてもですね、時間がないようなまとめ方というのをするときも、まあ、あったような気がいたします。そして、また現地に行って調査をする中で、いろいろな委員長なり、委員なり、そして目的というのが、発言等についてもばらばらの発言で、何か恥かいてきたなというような、そういう状況もあったのも、これは現実ですよ。私もそういうことがあったわけですから。

そういうことがないように、議運で、今の提案だと思いますので。そういう中で、あとは各常任委員会に、今、成松委員が言ったように委員長、副委員長、常任委員会にやっばしこういうことなんだという議運からのですね、議運からの申し入れじゃありませんけれども、そのような視察先、調査項目についても、そしてまたやってほしいのが、ひとつ真剣に捉えてほしいという、そういうふうなことだと思いますので、前向きにいいんじゃないですか。どういふような取りまとめというか、ここでどぎゃん形でどがんしようということも大事だと思いますけれども、その認識というのも、しっかり私は持っていけばいいんじゃないかと思えます。

あと、報告についてはいろんな報告がありますからですね。それについては、まとめていけばなと思います。

○委員（亀田英雄君） 大方、山本委員の話のとおりなんですが、何で所管の委員会かという話をちょっと補足したいんですが。おのおの、ほら、専門の委員会じゃなかですか。総務は財

政とか、福祉、経済、いろいろあつとの。その専門の委員会で行って、その委員会の中で共通認識が図られてってなれば、それぞれ一人一人が一般質問で取り上げるよりかは意味のある話じゃなかですか。だけん、それがしっかりとればですよ。そこをしっかりと所管の委員会で執行部に提言でけたとなれば、それは重い話だと。その辺も含めてですたい、検討でけんとかないという思いなんですよ、補足すれば。

（「はい、いいじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 済みません。いろいろと御協議いただきましたけれども、ここで、きょう、じゃあやるかやらんかという話までにはまだ至っていないのかなというふうには思いました。ただ、何となくやる方向では、そんなですね、反対するものではないというふうなところもあったかというふうに思います。ただ、するのであればですね、先ほども言いましたとおり、何らかの申し合わせじゃないですけど、形をつくつとかなといかんかなというふうに思いますので、ちょっと改革クラブさんと、私ども正副委員長もちょっと入りまして、何か形的なものがないと多分皆さんもなかなか協議できないものがあるかと思えますので、そこら辺のところばちょっと協議させてつくらせていただいてもよろしいですかね。じゃないと多分進んでいけないというふうに思いますので。

○委員（成松由紀夫君） そこには正副委員長は入れませんか。

○委員長（野崎伸也君） 私は入ります。

○委員（成松由紀夫君） いや、各正副委員長。

○委員長（野崎伸也君） は入れません。

○委員（成松由紀夫君） 各常任は入れん。

○委員長（野崎伸也君） はい。（「ここはもう議運だいけんだから」「まだ提案だけんね」と呼ぶ者あり）

○委員（成松由紀夫君） でも、総じて出た意見も含めて案はつくる――。

○委員長（野崎伸也君） 聞いてきてください。ちゃんと聞いてきてください。

○委員（成松由紀夫君） いやいや。

○委員長（野崎伸也君） きょうでしょう。ああ、わかりました。それはもうわかりました。

○委員（成松由紀夫君） きょうの意見もちゃんと集約して反映させとってもらえばと思います。

○委員（中山諭扶哉君） 恐らくまだ委員長さんに話すまではいかなのかなと、きょうの段階だとですね。もうちょっとまとめんとですね。次、資料を一緒にちょっと出してもらいます。

○委員長（野崎伸也君） はい。

よろしいですか。

○委員（村上光則君） 視察には、これはもう消極的な話かもしれませんが、絶対行かんばんということになるんですか。

○委員長（野崎伸也君） 絶対行かんばんていうことはないと思います。先ほど、この提案の中にもあったんですけども、行く必要がないとか、そこは委員会で諮るものですから。

○委員（村上光則君） 私が市民の皆さんと話すときにですよ、主どま何ばしに行くとかで。やっぱり今全国でも問題になつとるじゃないですか。ああいう、大阪とか。ああいう問題が幾つも出てくるし。旅行に行くのだろというような話がいつも出てくつとですよ。そういう話を聞けばですね、もう嫌になるわけですよ。こっちは3日も4日もかけて、もう箱詰め勉強して、もう一生懸命してきたつもりでおつとばつてんですね。でも、帰ってきたら市民の皆さん方の目はそういうのじゃなかつですよ。だから、私は個人的には、もう視察なんて、これは見直したほうがいいというふうな考えを私は持っております。だけん、しゃんもつでん行かんばんとだろわかちゅうとがそこにあるわけです

が。

やっぱり先ほども話が出たように、視察に行つてその反映をこれまでしたのか。何が反映したのか。私も18年間行つてきましたが、もう何が変わったのか。（「変わってないですか」と呼ぶ者あり）私は別に何も変わつとらぬと思う。そこら辺が非常に、これはもう無駄な金を使っているというような気がしてなりません。私はそういう考えです。

○委員長（野崎伸也君） 多分、今言われたのはですよ、村上委員が言われたとおり、市民の方からそう言われたつていうのは、やはり議会としてですよ、議会としてちゃんとした視察の成果というか、どぎゃんふうに、見える形でですね、出してなかった部分がですね、多分多かつたんだろつと思うんですよ。見られない部分が、市民の方が。ちゃんとして、勉強して、こういうことを反映しているんだとか、そういうところが市民まで届いていない部分があるからこそ、今回こういう提案がされたんじゃないかなというふうに思いますんで、もう少し真剣に取り組んでいければなというふうに思います。

○委員（村上光則君） 恐らく市民の皆さん方には、我々の行動は、勉強したことはですね、恐らく伝わつとらんです。遊びに行くだろつとつて、旅行だろつとつて、もういつも言われるつとつですよ。もうむなしかですよ、そぎゃんと聞けばですね。一生懸命もう暇を潰して行くつとに、そういうことを言われれば、もう本当に行きたくないような気持ちになりますから。一応お尋ねしてみました。

○委員長（野崎伸也君） はい、わかりました。

○委員（成松由紀夫君） 今さっき委員長が言われたとおりで、視察の成果云々というのは、やっぱそれぞれで、市民の皆さんも温度差があるし。例えば会報紙なら、会報紙ちゅうか、自

分の広報紙であったりとか、SNS等いろんなことを通じてですね、議員それぞれが努力しよる部分で理解ば得とったり、ああ、あそこに行って、ああいう部分ば反映させたんやねということの理解が進んでいる方も一部いらっしゃるし。今、確かに村上委員が言われるように、主どま旅行に行きよっとだろろうって言う方もいらっしゃるという部分があるということですから、それについてはですよ、それぞれ温度差があるちゅうことで、しゃんもっでんすとかせぬとかという話になれば、それはもう議員それぞれの判断の域の話と思うので。

先ほど言われたとおりの形で、1回改革さんと正副委員長とで協議されるのであれば、それでたたき台をつくっていただいて、また提示いただければと思います。

○委員長（野崎伸也君） はい、わかりました。本当、議論だけでつくり上げていくというのであれば、もうかなりの時間を要しますんで、たたき台のほうをつくらせていただきたいというふうに思います。

今までがですね、恒例だったから、このままじゃなくて、やっぱ市民に対して見えるような形でやっていきましょう。（「はい、議事進行です」と呼ぶ者あり）

それでは、持ち帰りについてはですね、よろしいですかね。もう一回いろいろとお話をしたいというようなお話も、皆さんのほうから意見もありましたので、持ち帰っていただきたいと思いますし、早急にたたき台のほうのですね、作成して、皆さん方に御提示できればというふうに思ってます。

それでは、もう1件行きます。⑤議会のICT化、タブレット導入などということで、連合市民クラブと改革クラブさんからも提案されている部分でございます。レジュメの最終ページにですね、資料のほうはつけてございます。

それぞれにはお聞きしませんので、何か御意

見等あれば委員の皆さんの御意見を伺いたいというふうに思います。

その前に1つよろしいですか。連合市民クラブとしてよろしいですか、私のほうから。提案のところなんですけれども、提案がここにあります—but。（「副委員長、交代して」と呼ぶ者あり）委員長、交代します。

○副委員長（松永純一君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 済みません。連合市民クラブとして提案させていただいているページが最終ページにありますけれども、プラスさせていただきます。これに最終的にWiFi環境をですね、議場の、議会棟3階のWiFi環境整備をお願いしたいということでございますので。

（「どこに」と呼ぶ者あり）以下3項目を提案するというふうにしていますけれども、4項目になっていまして、4番目にWiFi環境を整備してほしいというところをお願いします。④番目ですね、4ポツということで。以上です。

○副委員長（松永純一君） 今のところいいですか。確認できましたですか、4項目め。

（「確認しました」と呼ぶ者あり）委員長交代します。

○委員長（野崎伸也君） ありがとうございます。

○委員（中山諭扶哉君） 前回ですね、前回だったか、ちょっとあれなんですけど、二、三年でですね、非常に大きくこころは変わるようなところなので、ぜひ管内視察程度でいいので、業者のほうからですね、説明というか、こういう感じになるんですよって、実際に見ないとわからないというふうに思いますので、ぜひそれを含めてたいと思います。

○委員長（野崎伸也君） 具体的には、タブレットとか、そういった何かこういった議会—。

○委員（中山諭扶哉君） はい。ICT化に関して。

○委員長（野崎伸也君） 情報発信とか、そういうところの。1回見に行きましたよね。議運でも行きましたけれども。それって業者さんとかっていう話ですか。携わっておられる業者さんに来ていただいて話を聞きたいというようなこと。

○委員（成松由紀夫君） 委員長、ちょっと、もうちょっと詳しく。理解がちょっとでけん。業者さんと呼ぶの。

○委員長（野崎伸也君） 業者さんでよろしいんですよね。業者でしょうね、多分業者だと思いますが。

○委員（成松由紀夫君） いやいや、管内ちゅうこと、管外ちゅうこと。

○委員（中山諭扶哉君） 管内で視察——。

○委員（成松由紀夫君） 管内というなら八代市内で——。

○委員長（野崎伸也君） おられますか。

○委員（成松由紀夫君） どうこうということはこれからするわけだけん。

○委員（中山諭扶哉君） 管内の意味はやっている業者さんをここに呼んで、別に幾らでも呼べば見せには来てくれるでしょうという意味。

○委員（古嶋津義君） だって、1つの業者ば呼んでするちゅうのはまずかろう。

○委員（中山諭扶哉君） いや、それはもうやっているところが何カ所かあるでしょう。別に2カ所でも3カ所でも別に構わんとですから。

○委員（成松由紀夫君） これにも書いてあった鳥羽とか行ったですよ。ああいう部分での携わっている業者さんをこっちに呼んで、実際に議会に導入しているところを取り扱っている業者さんと呼んで、こっちでちょっとレクチャーちゅうか、説明を受けるちゅう理解でいいんですか。

○委員（中山諭扶哉君） もちろんそうです。

○委員（成松由紀夫君） 視察に行ってもまたいいんじゃない、別に。

○委員（前垣信三君） この前、議員の間には案内が来てまして、福岡でタブレットを使った議会という講演をやっとるんです。だから、業者がいいとか悪いんじゃないくて、そういった講演をする人がいますもんね。そのあたりを議会として呼びをして、端末を持ってきて皆さんに配って説明してもらえば一番よかったですけど、それがなくても一、二台ぐらい置いておいて、議会全体にですね、そういった講師を呼べばどうかと思います。たしかこの前、福岡でやりました。

○委員長（野崎伸也君） わかりました。ただ、導入するってなればそうなんですけれども、まだここではするかせんかっていう話もありますので。ただ、中山委員さんが言われたとは、このメンバーでまずは議論する前に理解を深めたいんで呼んだらどうかとあったところなんだろうというふうに思ったんですけれども。もちろん多分するってなれば、そぎゃんふうなあれは要るでしょうね。

○委員（中山諭扶哉君） やっぱり机上の理論で言ってもですね、よしあしはですね、恐らくわからないし、そこをさっき言いましたように、二、三年です、非常に時代が変わるところではありますし。だから、そういうところから意見を聴取しないと、話の議題に乗らんだろうなというふうに思ったもんですから提案させてもらった次第です。

○委員（成松由紀夫君） この件については私も、今言われるように、二、三年、五、六年でどんだん、パソコンだって今1年ごとに変わってくるというような状況で、いろいろ変わっていくんだろうというのは思うんですが、会派内で話をしますと、やはりかなりの温度差がありまして、やっぱりどうしても拙速だというような。まあ、拙速だということも、扱える、扱えないところのそもそも論も、やっぱり現状としてあるのは事実なんですよ。なので、

これについては勉強をしていくレベルぐらいにしていかないと、やっぱりそれこそパソコンとか、パソコン打ちどころか、一般質問でもですよ、やっぱり味のある議員さん方はみんな手書きでつくられて登壇されとるようなところもあるので、なかなかうちは賛同を得ませんでした。

○委員長（野崎伸也君） ありがとうございます。

○委員（中山諭扶哉君） 非常にわかる場所です。なので、そういうふうに。今はですね、やっぱりタブレットという前に、スマートフォンも、こっだけ普及する前はみんな使っとらんだっただけで、恐らくそれが物すごく簡単にできるようになったから、それが使われるようになったというふうに思うんですね。だから、そういうふうになってますので、ぜひみんなで見たいなというふうに。

○委員長（野崎伸也君） 1つ提案者のほうからよろしいですか。今回、提案しているのがですね、まずは議会のホームページのほうとかを広くですね、若い方々にも見ていただきたいということで、今もホームページあるんですけども、さらにツイッター、フェイスブックとか、そういった軽い媒体でもですね、見ていただけるようなということでやったらどうでしょうかというような御提案です。そこはまだ議員さんには余り関係ない部分かなと思います。ここは議会事務局の御協力が必要な部分ですから。というのが1つあります。

あと、2番目が議員の連絡網ですね。ここについては皆さんがお持ちの端末で、それに対して今まで、はがきとか文書とか送るとというのが今までやってる部分なんですけど、それプラスですね、そういったものもやっていけば早くですね、情報の伝達が。地震とかやっぱ災害時にはですね、やっぱりこれが一番必要かなと思うんですよ、やっぱ。皆さんが自分たちで持

っておられるものについては、多分余り制限はなかなと思うとですよね。メールはメールを使わずという方もいらっしゃるし、あとはショートメールとかもありますし、LINEもありますし。そぎゃんところを考えるともらったほうが、自分たちが使えるものば媒体としてやればいいという話です。そういった意味で上げさせていただいていると。

タブレットについては、それぞれ今言われたように、使える人と使えない人もいますので問題があるかもしれんとですけど、皆さんでやっていきましょうやということですし、一時期はやっぱり併用していかぬとだめだと思っております。タブレットならタブレットだけじゃがらめになつとじゃなくて。というようなことで提案させていただいております。これまでどおりということであつたら、もう先に進まぬけん、さっき言いなつたように、どんどんこういった媒体とか関係についてはもう進んでいくのが早いので、なれていかんことにはどぎゃんもならぬですけど、立ちどまらずに、皆さんと一緒に少しずつでもやっていきましょうということです。

とりあえず1番と2番については事務局のお手伝いが必要な部分ですから。余り議員さん方で何やかんやするところはないんで。そこについては御理解いただきたい。あとは、4番もですね、提案しましたW i F iの環境については何も皆さん方には関係ないものですから。議員さんが何かせんばんとかというのではありません。費用がかかるというだけです。

というところで、意見が皆さんなければですね、これももう一回持ち帰っていただきたい。

（「持ち帰らんばしよんなか」と呼ぶ者あり）

○委員（古嶋津義君） さっき前垣委員が言われた福岡の話ばつてん、そげんところなら日帰りでもいい。

○委員（前垣信三君） 日帰りできました。

私は行っていませんけど。

○委員（古嶋津義君） ここば呼ぶなら金の要るでしょうけん。こっちから行けば幾らかは要っとは要っただろな。

○委員（前垣信三君） たまたまその日だけだったものですね。常時開催しとればですね、すつと行かるっつとですけど。

○委員（山本幸廣君） 委員長、ちょっと小会してもらってよかですか。小会ば。

○委員長（野崎伸也君） じゃあ、小会いたします。

（午前11時56分 小会）

（午前11時59分 本会）

○委員長（野崎伸也君） 本会に戻します。

もう一度この案件についてはですね、提案の趣旨等も、こういうふうにやりたいというのいろいろ書いてありますので、もう一回ですね、きちんと内容も理解していただくためにも会派で持ち帰っていただいて、もんでいただきたい。で、次回のときにはまたそれぞれ皆さん方の御意見、どういったですね、話が出たかというところでまたまとめたいというふうに思いますので。

○委員（成松由紀夫君） ということは、持ち帰ってから具体的に何と何と何ば諮ればよかですかね、ICT関係。

○委員長（野崎伸也君） 4項目。

○委員（成松由紀夫君） 4項目を、これを全部、情報発信の強化からWi-Fiまで。

○委員長（野崎伸也君） そうです。1番、2番については――。

○委員（成松由紀夫君） 余り関係なかったでしょう。

○委員長（野崎伸也君） うん。1番、2番については、ほとんどもう議会事務局の協力があればというようなところなので。

○委員（成松由紀夫君） 3番ですたいね。

○委員長（野崎伸也君） 3番が皆さんに関係があるところですね。4番も、そうですね、ここでお金があればすぐに設置できますよという話です。

○委員（亀田英雄君） ばってん、提案は4項目だけん、4項目せんばんたい。

○委員長（野崎伸也君） はい。4項目していただきたい。

○委員（成松由紀夫君） 先ほど言うた部分で、なかなか理解を得られなかったということについてはですね、もうあくまで前向きにということで。私も思うとが、例えば各常任委員会も議運もLINEグループつくって、何かがあったら、ぱぱぱと動けてっていうようなことを言っても、なかなか難しいところがあるので、先ほど言われた、今までやられている通達――手紙だったり封書だったり、はがきだったりということはやられながら、徐々に時代の変化とともにできることの準備を進めていくんですよということの説明をすればいいですかね。

○委員長（野崎伸也君） はい。お願いします。

○委員（成松由紀夫君） その程度で。

○委員長（野崎伸也君） はい。

○委員（成松由紀夫君） じゃあ、それで、前向きに。

○委員（村川清則君） ちょっと事務局にお尋ね。現在、議場内で、例えばタブレットは持ち込みは今でけぬけども、議場内で外部への接触とかはでけぬですか、でくっつとですか。

○委員長（野崎伸也君） できますよ。

○委員（村川清則君） ネットとかで。

○議会事務局次長（嶋田和博君） Wi-Fi環境を持っていけば、自分ですらね。

○委員（村川清則君） 条例上どげんですか、外部と接触。

○議会事務局次長（嶋田和博君） 条例上です

か。

○委員（村川清則君） うん。

○議会事務局次長（嶋田和博君） 議場への持ち込みは禁じられております。（「議場が持ち込み禁止たい」と呼ぶ者あり）

○委員（村川清則君） だけん、外部と接触したらだめということになっとつとでしょう。だけん、その辺も、なるとなれば変えんばんですね。（「変えんばんですよね」「で、Wi-Fi環境の整備ちゅうことで」「Wi-Fiなくてももう既につながつとる」と呼ぶ者あり）ただ、ペーパーレス化にも何かつながらんような、どこに行ってもそういうあれだし。まあ、会派内ではまだ時期尚早というあれが随分多かったです。

（「大方事実ですもんね」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） わかりました。じゃあ、持ち帰っていただいて、またちょっとよろしく願いいたします。

本日の議会改革に関する協議はこの程度にとどめたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次回の開催日について協議したいと思いません。

取り決めでは毎月第1、3木曜日となっております。次回は4月20日となっておりますが、いかがいたしましょうか。20日でよろしいですか。大丈夫ですか。よろしいですか。

（「10時ですね」と呼ぶ者あり）10時です。

それでは次回の議会運営委員会の開催日は、ただいまの協議のとおり、4月20日10時からということに御異議ございませんか。（発言する者あり）よろしいですか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

持ち帰り事項についてはですね、皆さん会派でしっかりもんでいただいて、次の会議で意見集約していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎その他

○委員長（野崎伸也君） レジュメのほうに戻りまして、大きな2番、その他について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（野崎伸也君） それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後0時03分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成29年4月6日

議会運営委員会

委員長